

2026年10月30日
SBI生命保険株式会社

2025年度末ソルベンシー・マージン比率の開示

SBI生命保険株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：篠原 秀典）の2025年度末（2025年4月1日～2026年3月31日）の「ソルベンシー・マージン比率」を開示いたします。

当社のソルベンシー・マージン比率は、262.3%となり、十分な支払余力を確保しています。

目 次

（１）ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額	1 頁
（２）適格資本の額の構成に関する事項	2 頁
（３）所要資本の額の構成に関する事項	3 頁
（４）経済価値ベースのバランスシートに関する事項	4 頁
（５）外国証券の種類別差異調整に関する事項	9 頁
（６）保険負債の商品別差異調整に関する事項	10 頁
（７）ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項	11 頁
（８）ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項	12 頁
（９）ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続及び体制の概要	13 頁

<本件に関するお問い合わせ先>

SBI 生命保険株式会社 広報担当

Mail : pr@sbilife.co.jp

※お問い合わせはメールにてお願いいたします。

(1) ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

(単位：百万円)

要約			
項目	イ	ロ	ハ
	前期末	当期末	増減
適格資本の額(A)	-	55,046	-
所要資本の額(B)	-	20,982	-
ソルベンシー・マージン比率 ((A)／(B))	-	262.3%	-

(2) 適格資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

適格資本の額の構成		
項目	イ	ロ
	前期末	当期末
Tier1適格資本の額 ((B) - (C)) (A)	-	54,820
Tier1適格資本に係る基礎項目の額 (B)	-	57,247
算入制限のないTier1資本調達手段の額	-	15,000
算入制限のあるTier1資本調達手段の額	-	-
資本調達手段以外のTier1適格資本の額	-	42,247
利益剰余金等の額	-	7,284
資本剰余金 (Tier2適格資本に算入されるものを除く) の額	-	7,964
評価・換算差額等の額	-	△ 566
その他の拠出金等の額	-	-
経済価値ベースの調整額	-	27,565
Tier1適格資本に係る調整項目の額 (C)	-	2,426
無形固定資産 (繰延税金負債相殺後) の額	-	2,426
繰延税金資産の額	-	-
前払年金費用又は退職給付に係る資産 (繰延税金負債相殺後) の額	-	-
他の金融機関等が意図的に保有しているTier1資本調達手段の額	-	-
自己のTier1資本調達手段への投資の額	-	-
不適格再保険資産の額	-	-
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	-	-
Tier2適格資本の額 ((E) - (F) - (G)) (D)	-	225
Tier2適格資本に係る基礎項目の額 (E)	-	225
Tier2資本調達手段の額	-	-
算入制限のあるTier1資本調達手段の制限を超過した額	-	-
払込済みTier2資本調達手段の額	-	-
払込未済のTier2資本調達手段の額	-	-
資本調達手段以外のTier2適格資本の額	-	225
Tier2資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	-	-
処分制約のある資産のうちTier1適格資本から控除される額	-	-
Tier2バスケット (上限適用後) の額	-	225
Tier2適格資本に係る調整項目の額 (F)	-	-
他の金融機関等が意図的に保有しているTier2資本調達手段の額	-	-
自己のTier2資本調達手段への投資の額	-	-
Tier2適格資本への上限適用による控除の額 (G)	-	-
適格資本の額 ((A) + (D))	-	55,046

(3) 所要資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

所要資本の額の構成		
項目	イ	ロ
	前期末	当期末
生命保険リスクの額 (A)	-	13,891
死亡リスクの額	-	3,446
長寿リスクの額	-	548
罹患及び障害リスクの額	-	4,014
解約及び失効リスクの額	-	7,608
経費リスクの額	-	5,235
マネジメント・アクションの効果の額	-	-
損害保険リスクの額 (B)	-	-
巨大災害リスクの額 (C)	-	2,317
市場リスクの額 (D)	-	16,689
金利リスクの額	-	717
スプレッドリスクの額	-	1,086
株式リスクの額	-	8,225
不動産リスクの額	-	8,252
為替リスクの額	-	3,473
資産集中リスクの額	-	837
マネジメント・アクションの効果の額	-	-
信用リスクの額 (E)	-	1,510
オペレーショナル・リスクの額 (F)	-	1,439
マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (G)	-	-
分散効果の額 (H)	-	8,808
所要資本の額（税効果考慮前） ((A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) + (G) - (H)) (I)	-	27,039
所要資本の税効果の額 (J)	-	6,056
所要資本の額（税効果考慮後） ((I) - (J))	-	20,982

(注) 所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しておりません。

(注) 巨大災害リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略しております。

(4) 経済価値ベースのバランスシートに関する事項

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート				
科目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計 ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値 ベースの額 (イ+ロ+ハ)
資産の部				
総資産	147,358	15,755	△ 16,887	146,226
現金及び預貯金	7,451	3,462	-	10,914
コールローン	-	941	-	941
買入金銭債権	2,088	5,044	-	7,133
有価証券	97,253	△ 25,490	△ 5,755	66,007
国債	18,428	-	△ 5,470	12,957
社債	11,475	11,065	△ 259	22,282
株式	117	1,996	-	2,113
外国証券	27,108	1,261	△ 25	28,344
その他の証券	40,123	△ 39,813	-	309
貸付金	149	490	-	640
有形固定資産	144	28,080	-	28,225
土地	-	21,812	-	21,812
建物	36	6,124	-	6,160
建設仮勘定	-	2	-	2
その他の有形固定資産	108	140	-	248
無形固定資産	2,254	171	-	2,426
ソフトウェア	2,254	-	-	2,254
その他の無形固定資産	-	171	-	171
貸倒引当金	△ 0	-	-	△ 0
その他資産	9,770	△ 2,846	△ 208	6,715
特別勘定等の資産	28,246	-	-	28,246
再保険回収額		5,899	△ 10,923	△ 5,024

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート				
科目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計 ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値 ベースの額 (イ+ロ+ハ)
負債の部				
総負債	123,432	9,999	△ 44,453	88,979
保険負債（保険契約準備金）	107,405	△ 1,515	△ 54,846	51,042
現在推計の額（保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外）	102,677			45,446
現在推計を超えるマージン（MOCE）の額				5,595
規制上の準備金に属するもの（危険準備金等）	4,727	△ 4,727	-	-
非保険負債	16,027	11,515	10,393	37,936
価格変動準備金	1,028	△ 1,028	-	-
繰延税金負債	97	-	10,393	10,491
未払法人税等	54	-	-	54
その他負債	14,847	12,543	-	27,391
純資産の部				
純資産	23,926	5,755	-	57,247
株主資本合計	24,492	5,755	-	30,248
資本金	15,000	-	-	15,000
資本剰余金	7,964	-	-	7,964
利益剰余金	1,528	-	-	1,528
規制上の準備金		5,755	-	5,755
評価・換算差額等合計	△ 566	-	-	△ 566
その他有価証券評価差額金	△ 566	-	-	△ 566
経済価値ベースの調整額				27,565

注記事項

1. 根拠法令

経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ニの定めにより、令和7年金融庁告示第74号及び令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しています。

2. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針

(1) 資産の評価方法

①当社における主な資産の評価方法は、次のとおりです。

I. 資産の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、財務会計上時価評価されていない満期保有目的の債券、責任準備金対応債券についても時価に評価替えをしています。

なお、組替え対象とした投資信託等については、可能な範囲で保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づき計上（以下、「ルックスルー・アプローチ」といいます。）した上で時価を計上しています。

金融商品の時価への評価替えにおいては、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に従って開示された時価を用いております。また、市場価格のない株式等及び組合等への出資の時価については、取得可能な財務諸表、運用報告書等に基づき評価しております。

II. 再保険を付した保険契約の再保険回収額

再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値を資産の部に計上しています。なお、再保険を付した保険契約の再保険回収額的前提は、当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いています。ただし、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額については、プロポーショナルリティ原則を適用し、回収不能想定額の計算を省略しております。

②当社の資産評価において、計算結果に対する重要性等をふまえ、プロポーショナルリティ原則を適用し、一部簡便的に計算しております。プロポーショナルリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

③当社の資産評価において、マネジメント・アクションを考慮した項目はありません。

④当社の資産評価において、エキスパート・ジャッジメントを適用した項目はありません。

(2) 負債の評価方法

①当社において、負債の評価方法は、主に次のとおりです。

I. 経済価値ベースの保険負債

経済価値ベースの保険負債は、すべての保険契約を現在推計により評価しています。現在推計により評価している保険契約については、基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額（以下、「MOCE」といいます）を上乗せして保険負債を評価します。具体的には、次のとおりです。

i. 認識

当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しています。

ii. 将来キャッシュ・フローの見積り

a. 契約の境界線

現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利及び義務に基づき判断しています。

b. 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提

将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる死亡率、罹患率、解約・失効率及び更新率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。

死亡率及び罹患率の前提は、標準生命表や直近の実績等を組み合わせて設定しています。なお、将来トレンドは、見込んでいません。

解約・失効率の前提は、直近の実績等に基づき、保険商品の種類及び経過年度別に見積っています。

事業費率は、直近の事業費水準に基づいて将来における事業費の見積りを行っております。

なお、将来の事業費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は、定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

また、契約者配当については、現在の配当還元水準をベースとして配当率の前提を定め、計算しております。

将来キャッシュ・フロー計測は、決定論的計算により見積り、保険負債を評価しております。なお、変額個人年金保険においては、プロポーショナリティ原則を適用し、保証とオプションのコストを見込んでいません。

iii. 割引率

保険商品のキャッシュ・フロー特性をふまえて、すべての保険契約を1つの保険契約ポートフォリオとして取り扱っています。リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な国債から得られる市場金利に基づき設定しています。調整後スプレッドは、商品分類に基づき設定した保険契約ポートフォリオをトップバケット、ミドルバケット、一般バケットに分類して算出しますが、当社は、すべての保険契約に一般バケットを適用しています。一般バケットに適用される主要な年限ごとの割引率は、次のとおりです。

適用バケット	5年	10年	15年	20年
一般バケット	1.889%	2.490%	3.013%	3.579%

iv. MOCE

MOCEは、原則法を用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しています。

II. 繰延税金負債

繰延税金負債は、財務会計上の繰延税金負債の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金負債の額を加算しています。

- ②当社は、一部商品の保険負債の評価において、上記の記載に関わらず、計算結果に対する重要性等をふまえ、プロポーショナリティ原則を適用し、将来キャッシュ・フローの見積りを行わず簡便的に計算を行っております。プロポーショナリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。
- ③当社の負債評価において、マネジメント・アクションを考慮した項目はありません。
- ④当社の負債評価において、最新かつ信頼できる情報及び現実的な仮定に基づくものとし、保守的又は楽観的な偏りのないものと判断していますが、将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる罹患率、解約・失効率に関する一部の前提条件については、エキスパート・ジャッジメントを適用しています。

3. 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項

経済価値ベースの保険負債

(1) 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額 51,042 百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法

注記2.(2) 負債の評価方法に記載のとおりです。

②当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計及びMOCEが著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は、注記2.(2) 負債の評価方法に記載のとおりです。

I. 死亡率、罹患率、解約・失効率及び更新率等の保険契約者の行動、事業費に関する将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる前提

II. 割引率に関する前提

4. 特別勘定等の資産

「特別勘定等の資産」の科目には、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額を計上しております。

(5) 外国証券の種類別差異調整に関する事項

(単位：百万円)

外国証券の種類別差異調整				
項目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額 (イ+ロ+ハ)
外国証券	27,108	1,261	△ 25	28,344
国債	－	374	－	374
地方債	－	－	－	－
社債	9,478	500	△ 25	9,953
株式	－	299	－	299
その他	17,629	87	－	17,717

(注) 本表に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでいません。

(6) 保険負債の商品別差異調整に関する事項

(単位：百万円)

保険負債の商品別差異調整						
項目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計 ベースの額	再保険の グロスアップ	非経済前提の 更新	経済前提の 更新	その他	経済価値ベー スの額(MOCE の額を除く)
保険負債	102,677	3,211	△ 58,082	△ 2,360	-	45,446
生命保険契約等	102,677	3,211	△ 58,082	△ 2,360	-	45,446
個人保険	60,347	3,211	△ 47,244	△ 2,769	-	13,544
個人年金	29,819	-	△ 2,689	△ 132	-	26,997
団体保険	12,510	-	△ 8,148	542	-	4,904
団体年金	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
損害保険契約等	-	-	-	-	-	-
再保険回収額	-	5,899	△ 8,235	-	△ 2,687	△ 5,024
生命保険契約等	-	5,899	△ 8,235	-	△ 2,687	△ 5,024
個人保険	-	5,237	△ 7,750	-	△ 2,026	△ 4,538
個人年金	-	-	-	-	-	-
団体保険	-	661	△ 485	-	△ 661	△ 485
団体年金	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
損害保険契約等	-	-	-	-	-	-

(7) ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

(単位：百万円)

感応度分析								
項目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
	当期末の数値	円金利50ベース・ポイント上昇	円金利50ベース・ポイント下降	米ドル金利50ベース・ポイント上昇	米ドル金利50ベース・ポイント下降	円金利UFR50ベース・ポイント下降	株式・不動産10%下落	為替10%円高
ソルベンシー・マージン比率	262.3%	+0.4%	△0.6%	△0.9%	+0.9%	△0.3%	△9.8%	△2.2%
適格資本の額	55,046	△ 310	332	△ 212	223	△ 70	△ 4,592	△ 1,286
総資産	146,226	△ 1,764	1,980	△ 234	246	△ 4	△ 6,441	△ 2,202
保険負債の額（MOCEを除く）	45,446	△ 1,112	1,245	-	-	63	△ 1,777	△ 1,350
現在推計を超えるマージン（MOCE）の額	5,595	△ 359	415	-	-	30	△ 9	△ 6
非保険負債の額	37,936	18	△ 13	△ 21	22	△ 27	△ 62	440
純資産の額	57,247	△ 310	332	△ 212	223	△ 70	△ 4,592	△ 1,286
所要資本の額	20,982	△ 147	177	△ 13	13	△ 1	△ 1,005	△ 318
生命保険リスクの額	13,891	△ 224	270	-	-	5	△ 44	△ 33
市場リスクの額	16,689	△ 23	27	△ 17	17	△ 6	△ 1,532	△ 449

(8) ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項

1. 現在推計の額の計算に係る前提及び手法

a. 割引率

保険商品のキャッシュ・フロー特性をふまえて、すべての保険契約を1つの保険契約ポートフォリオとして取り扱っています。リスクフリー・レート of イールド・カーブは、主に流動的な国債から得られる市場金利に基づき設定しています。調整後スプレッドは、商品分類に基づき設定した保険契約ポートフォリオをトップバケット、ミドルバケット、一般バケットに分類して算出しますが、当社は、すべての保険契約に一般バケットを適用しています。一般バケットに適用される主要な年限ごとの割引率は、次のとおりです。

適用バケット	5 年	10 年	15 年	20 年
一般バケット	1.889%	2.490%	3.013%	3.579%

b. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法

将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる死亡率、罹患率、解約・失効率及び更新率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。死亡率及び罹患率の前提は、標準生命表や直近の実績等を組み合わせて設定しています。なお、将来トレンドは、見込んでいません。

解約・失効率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類及び経過年度別に見積っています。

事業費率は、直近の事業費水準に基づいて将来における事業費の見積りを行っております。なお、将来の事業費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は、定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

また、契約者配当については、現在の配当還元水準をベースとして配当率の前提を定め、計算しております。

c. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容及びそれらの評価方法

将来キャッシュ・フロー計測は、決定論的計算により見積り、保険負債を評価しております。

2. 所要資本の額の計算に係る前提及び手法

a. マネジメント・アクション

当社は、所要資本の額の計算において、マネジメント・アクションを考慮した項目はありません。

b. リスク削減手法

当社は、所要資本の額の計算において、再保険により受再保険会社に保険リスクが移転されている場合、保険リスクの評価において再保険の効果を認識しております。また、市場リスクに対して、為替予約による効果を認識しております。

c. 生命保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

当社は、生命保険リスクの額の計算において、会社固有のストレス係数は使用していません。

d. 内部モデル手法の適用

当社は、内部モデルを使用していません。

e. 内部割引率手法の適用

当社は、金利リスクの額の計算にあたり、金利リスクに係る内部割引率手法は用いていません。

（９）ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続及び体制の概要

社内規程等において、ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、業務部門から独立したソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者及びソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者（以下、検証責任者）を選任しております。検証責任者の選任にあたっては、ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足る保険数理またはリスク管理の知識・経験等に関する適格性、業務部門からの独立性等を勘案しております。また、検証責任者の権限・責任についても社内規程等に定めており、取締役会にて承認を得ております。当該権限には、検証責任者が組織内の者に制限されることなく取締役会等へ直接報告できる権限を含んでおります。検証責任者はソルベンシー・マージン比率の検証に関する報告書を作成し、取締役会は検証結果の報告を受けております。